

能〈道成寺〉乱拍子の伝承をめぐる一考察： 金春大夫家と小鼓幸家の関わりを中心に

深澤, 希望

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

69

(開始ページ / Start Page)

270

(終了ページ / End Page)

262

(発行年 / Year)

2012-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008686>

能〈道成寺〉乱拍子の伝承をめぐる一考察

—金春大夫家と小鼓幸家の関わりを中心に—

法政大学 大学院紀要 第69号抜刷

2012年10月

深澤希望

能〈道成寺〉乱拍子の伝承をめぐる一考察―金春大夫家と小鼓幸家の関わりを中心に―

人文科学研究科 日本文学専攻

博士後期課程3年 深澤 希望

はじめに

能〈道成寺〉は、『道成寺縁起』をもとに作られ、その後日譚として物語が展開する。道成寺の鐘供養の日、一人の白拍子が結縁のために道成寺へ向う。しかし供養の庭は、訳あって女人禁制となっており、立ち入ることができない。そこで、白拍子は供養のために舞を披露すると交渉し、供養の庭へ立ち入ることを許される。白拍子の舞が進むにつれ、見物していた人々は眠り、白拍子はその隙に鐘の中へ飛び込む。前場の眼目は、白拍子の舞、そして鐘入りである。〈道成寺〉の白拍子舞は、乱拍子と急ノ舞とで構成される。長く間を持たせた小鼓の鋭い掛声と音色、爪先や踵を上げ下げするシテの足遣いと足拍子が中心となつて、笛のアシライが要所を彩る乱拍子は、急ノ舞へ向けて緊張感を高める特殊な舞事である。

この〈道成寺〉乱拍子の成立については、新作上演の習慣のあった多武峰八講猿楽の場で、金春座の大夫と小鼓打ちによつて作り出された舞との指摘がなされている。その時の大夫が誰であったかについては、諸説揺れがあるものの、小鼓打ちについては知徳権守とする説が多く見られ、有力視されている¹⁾。こうした特殊な成立事情をもつ〈道成寺〉乱拍子であるから、秘伝の継承にとつて、その伝授が「いつ誰によつてなされたものであるか」ということが、他の舞事と比べ重

要視されるといえる。すなわち、伝授の経緯が明確であることが伝承の確かさを証明する一番の根拠となり得るからだ。

本稿では、金春大夫家と小鼓幸家の乱拍子伝授をめぐる説を扱う。それぞれの家の由緒書、または書上を見ると、両家の乱拍子伝授の淵源となる人物については一致するのだが、その伝授がいつなされたのかという、秘伝の継承にとつて重要な情報が異なっているのだ。はたしてどちらの説の蓋然性が高いのであろうか。両家の説を検証することによつて、乱拍子伝授の時期をできる限り絞込むことを目的として考察を進めたい。〈道成寺〉乱拍子をめぐるのは、実にさまざまな言説・伝承が存在する。それらを網羅的に整理することは容易なことではないが、乱拍子にまつわる伝承の全貌を把握するための一助となればと考える。

一、金春家と幸家の結びつき諸説

金春・幸家の伝承をそれぞれ見る前に、この両家の乱拍子をめぐる関係性が一般的にどのように認識されていたのかについておさえておこう。

A 『道成寺習之口伝書』（能楽研究所蔵）

一、小鼓ハ幸小左衛門方、大倉長右衛門方、二やうある也。此外に今春流の

打やうあり。右両方とハ、ことのほ違イ、中く六ヶ敷物也。鼓打共かつてしらぬ也。一子相傳なれば、傳受ハならず、もはやすたれたる也。幸方二今春と名乗て打候得共、中く左様ニハ無也。

B 『隣忠見聞集』^②

：観世宝生は上懸り故新九郎流より道成寺を打ち、喜多金剛は幸家より乱拍子相伝の子細は、幸の元祖は今春家の古へ七太夫の内一人なり、昔今春の響にて響引出物に乱拍子を譲りし由、末に至り太夫をやめ小鼓になりしとも聞く。又能は幸太夫きりにて、其子小鼓打になり今春の座附になり、道成寺は幸ならでは打たせず。：

Aは、奥書に「右一冊之抜書者大藏家之以本／書写之畢全他見努々不可／有之物也／戊ノ卯月上旬／羽林吉（花押）」とあり、伊達吉村（仙台藩五代当主）が、仙台藩お抱えの金春家分家である大藏家の本を書写したもので、奥書から享保三十五年、または寛保三年のいずれかに書写された伝書とみられる。^③ Bは、紀伊藩お抱え能役者であった徳田藤左衛門隣忠が宝暦四年（一七五四）に記した、各流の乱拍子相伝に関する記事である。

Aの内容を見てみよう。幸小左衛門と大倉長右衛門、小鼓の家で二通りの乱拍子があること、さらにそれらとは別に、難易度の高い金春流の〈道成寺〉専用の打ち方があったことを述べる。しかし、その金春流の打ち方は一子相伝だったため、他に伝わることはなく廃れた。幸家の乱拍子は、金春の打ち方と称して打つが、正しい伝承ではないとするのが、金春大藏家の説である。

幸家の伝承について否定的な見方ではあるが、幸家と金春家の結びつきを示すひとつの資料と言えよう。

Bには、観世と宝生は上掛りであるから観世新九郎流が〈道成寺〉を打つとある。また、喜多と金剛が幸家から乱拍子を相伝される理由については、その昔、幸家の初代は「今春家の古へ七太夫」^④（金春の連大夫、七人のうちの一人）で、その人物が金春家の婿になった際、引き出物として乱拍子が相伝されたことあり、彼は晩年になり大夫をやめて小鼓方になったとの説がある。大夫であったのは初代幸大夫までで、その子は金春座付の小鼓方となり、こうした経緯から金春流の〈道成寺〉は幸流にしか打たせないのだ、と隣忠は記す。

「道成寺は幸ならでは打たせず」という口ぶりはかなり強いものだが、このような結びつきがあるならば理解できる。

以上の資料から、〈道成寺〉乱拍子伝授をめぐる金春家と幸家の関わりは、当事者である両家の間での内々の約束事としてだけではなく、伊達吉村や徳田藤左衛門隣忠の耳に入るほどには、よく知られた説であったことがわかる。

二、金春家と幸家の主張

金春家において幸家への〈道成寺〉乱拍子相伝の経緯は、どのように伝承されていたのだろうか。はじめに、宝永五年（一七〇八）竹田権兵衛広貞の奥書を持つ『金春家祖先並藝傳來之由緒帳』^⑤（以下、『由緒帳』と略称する。）の金春七郎氏昭宗瑞の条を見てみよう。

金春大夫七郎喜照

法名宗瑞。喜照、又氏照とも申候。

元安家督相続仕候。此者迄は、代々藝之術、六根自在の名人、殊に喜照儀、極老に及候迄、自由に相務候。異国人の賞美仕候より、大七郎とも、大大夫とも、呼申候。此時分より、座之者闕申候而、或は弟子、または白人加り申

候旨に御座候。

此所に下げ札有。京都光源院殿、將軍宣下御祝儀能、道成寺被仰附時、金春座小鼓打美濃權守相果、俣次郎太夫太鼓打に相成候故、道成寺調不申候。依之幸四郎次郎と申者、金春流道成寺之囃子、打美濃權守相果、俣次郎太夫太鼓打に相成候故、道成寺調不申候。依之幸四郎次郎と候。七郎氏照指南仕候。

傍線部に、光源院（足利義輝）の將軍宣下祝儀能において、〈道成寺〉を仰せ付けられた際、美濃權守（与五郎吉久）は没して、その息子の次郎大夫（似我与左衛門国広）は太鼓方になっていたので、七郎氏昭（宗瑞）は〈道成寺〉を上演することができない状態にあり、そこで幸四郎次郎へ金春流の〈道成寺〉の鼓を「指南」した由が記されている。

また、時代は大きく下るが、文政十年（一八二七）奥書の金春安住筆『幸家道成寺一件申述候覚』（般若窟文庫蔵）にも、「室町殿御代之末、光源院殿將軍宣下御祝儀之能之砌、道成寺金春大夫へ被仰付候へ共、道成寺乱拍子可打小鼓絶而無之二付、幸先祖へ忝乱拍子実傳、迄金春大夫より傳授して無滞相済申候。」とあり、美濃權守の名は見えないものの、光源院將軍宣下祝儀能の際に、〈道成寺〉を打てる小鼓が絶えていたため四郎次郎に相伝したと、『由緒帳』と同様の伝承が見える。安住は「実傳」という言葉を用いて、その正統性を強調する。

つまり、金春大夫家では幸家への乱拍子伝授を義輝の將軍宣下祝儀能の際のこととして伝えていたことがわかる。管見によれば、幸家への乱拍子伝授に関わる資料で、前掲『由緒帳』より古いものは見出せなかった。

一方、幸家においてはどのように伝承されていたのか。『享保六年書上』⁶（一二二）「一、蘭拍子之儀、鼓方より太夫^江伝授致候哉之事」とあり、若年寄石川近江守総茂から乱拍子を大夫へ伝授することについての問が出され、幸清次郎は乱拍子を大夫へ相伝することのいわれを次のように述べる。読解の便宜上、A・B・Cに分けて、おおまかに内容を意識する。

一、乱拍子太夫^江伝授仕候事。(A) 古代、近衛様南都春日^江御下向被^レ成、一乘院^江御出被^レ成、寺門より金春大七郎を被^レ召、能被^レ仰付^一候。近衛様より道成寺御所望被^レ成候。小鼓之儀、其節外にも御座候中二、先祖四郎次郎相勤申候様二、大七郎願候而、則四郎次郎被^レ仰付^一、申合、相勤申候。道成寺之能此時初而御座候由申伝候。依^レ之、(B) 外之下掛り道成寺乱拍子、不^レ儲義候二付、先祖より(今以)乱拍子伝授仕来申候。(C) 右近衛様一乘院様、何之御時代二御座候哉。先祖五郎次郎留置申候家書二御座候故、申伝候通申上候。

(A) 近衛様の南都春日社への御下向の際、金春大七郎（宗瑞）に、近衛様所望の〈道成寺〉が仰せ付けられた。宗瑞は、他にも小鼓方がいるにも関わらず、四郎次郎の鼓で勤めることを願い出たので、四郎次郎は命ぜられ、申合せをして勤めることになった。この時が、金春家と幸家とで勤める〈道成寺〉のはじめであった。

(B) 右の通り、幸家の乱拍子は宗瑞以来の由緒正しいものであるのに対し、他の下掛りの乱拍子は伝承が不確かなので、代々幸家から伝授がなされてきた。

(C) このときの近衛様と一乘院様はだれであったかは分からないが、五郎次郎（四郎次郎の息子）が残した書物にあった通り書き上げた。

幸家では、乱拍子伝授の時期を、年代不明ではあるが、近衛様が南都へ下向された時のこととする。

以上、両家の伝承を概観した。両家ともに、宗瑞から四郎次郎へ伝授がなされたという点は共通していたが、金春家では「指南」したとするのに対し、幸家では「申合せ」をして勤めたとし、若干表現が異なる。それぞれの家の主張が見て取れるようで、興味深い。ここで注目されるのは、秘伝の伝承にとって重要な情

報と思われる、伝授がなされた時期が異なっていることだ。金春家では「光源院殿將軍宣下御祝儀御能」の際とし、幸家では「近衛様南都春日江御下向」の際とする。はたしてどちらの説が正しいのだろうか。両家の説を他の資料と合わせつつ、それぞれ詳しく見てみる。

三、金春家における伝承の検証

光源院は、室町幕府第十三代將軍の足利義輝で、義輝は天文十五年（一五四六）十二月に元服し、將軍職につく。その際の記録に『光源院殿御元服記』⁷⁾（以下、『元服記』と略称する。）があり、十二月二十二日条には祝儀能の番組が記されている。

一、同日御能組之事。高砂。觀世太夫。田村。同。野宮。金春太夫。大会。觀世。東岸居士。同。舍利。觀世。道成寺。金春。羽衣。觀世。山婆。金春八郎。殺生石。金春長正。鶏立田。觀世。芭蕉。同。岩船。同。松虫。同。狸々。同。以上十五番。及二日出終也。

觀世金春、両座の出勤で觀世十一番、金春四番の計十五番の能が催されている。金春の演目を見ると、〈野宮〉「金春太夫」、〈道成寺〉「金春」、〈山婆〉「金春八郎」、〈殺生石〉「金春長正」の四番で、〈山姥〉を演じた金春八郎は、宗瑞の子である喜勝（笈蓮）。〈殺生石〉の金春長正は、喜勝の長男である。

〈山姥〉の八郎、〈殺生石〉の長正は問題ないとして、〈野宮〉の金春大夫と〈道成寺〉の金春はだれを指すのだろうか。『証如上人日記』天文九年（一五四〇）三月十六日条に「金春大夫于レ時八郎」とあり、天文九年には喜勝が大夫となっていたであろうことが知られている。⁸⁾とすると、天文十五年の大夫は八郎のはずであるが、右の記事では「八郎」と「金春太夫」を別人と見えなくもない。この

とき、八郎以外で大夫と呼ばれ得るとすれば、前の大夫の宗瑞だろう。〈道成寺〉を八郎喜勝が演じたか、宗瑞が演じたかは分からないが、シテがどちらであつても『由緒帳』にあつた宗瑞が四郎次郎に乱拍子を指南したという内容とは矛盾しない。自分がシテを勤めなくても、息子喜勝の〈道成寺〉のために、宗瑞が四郎次郎に指南したことは十分に考えられる。

前掲『由緒帳』が言うように、足利義輝の將軍宣下祝儀能において〈道成寺〉が演じられ、それを金春が勤めていたことは確認できた。また、四郎次郎がこの時〈道成寺〉の小鼓を勤めたかについては、『元服記』に囃子方に関する記載はないので不明である。

ところで、先にもふれたが、金春家において幸家への乱拍子伝授に関わる記事は、『由緒帳』より古い資料は見出せず、江戸時代に入って作られた金春家の系図は、広貞作をもつてその嚆矢となる。とすると、系図を作成するにあたって、広貞がさまざまな伝書を博搜する中で、家蔵の番組などから義輝の將軍宣下祝儀能で〈道成寺〉の演能があつたことを知り、宗瑞から四郎次郎への乱拍子伝授をこのときのことと考え、『由緒帳』をはじめ、その他の系図を作り上げた可能性も考えられよう。

次に、広貞が作成した系図類を確認しておく。前掲『由緒帳』の奥書には「右先祖之事、芸伝来仕候由緒、祖父儀、御家へ被召出候已来之様子等、亡父権兵衛申聞候通、有増如此に御座候。已上。／宝永五年六月四日 竹田庄五郎判／小塚八右衛門殿／前田兵右衛門殿／右は、加州大守へ秦廣貞見利居士呈上之寫也。」とあり、竹田権兵衛広貞が父広富から聞いた由緒を記したものと分かる。広貞は、この『由緒書』以外にも二種の系図、『秦宿禰竹田金春家略系』（前掲『金春十七部集』所収）と『金春大夫八代以来嫡流庶子略系図』（般若窟文庫蔵、享保五年奥書）を書き残していることが知られている。⁹⁾乱拍子伝授に関する記述を見ると『秦宿禰竹田金春家略系』にはないが、『金春大夫八代以来嫡流庶子略系図』は「由

緒帳」と同じ内容が記されている。

また、広貞とは別筆であるが、『竹田権兵衛広貞覚書』（般若窟文庫蔵）という伝書がある。⁽¹⁰⁾ ここにも乱拍子伝授についての記事が見えるので掲出する。

：義輝公將軍宣下賀儀御能之時、金春大夫七郎喜照法名宗瑞道成寺勤仕之蒙 命之節、弥左衛門金春流之道成寺之囃子不覚語之旨、令固辞ニヨリ、四郎次郎二道成寺之鼓ヲ令伝授、其役ニ加畢。弥左衛門ハ美濃権守ニ雖聞鼓之草、蘭拍子ノ事ハ不及其沙汰之、令固辞畢。四郎次郎受命而、其身一代ハ金春四郎次郎ト号：

宮増弥左衛門は、美濃権守に鼓の革の事を聞くことはあったが、蘭拍子については聞いていなかったたので、金春流の〈道成寺〉を打つことができないと固辞したことが見える。やはり、美濃権守が不在であることが読み取れ、美濃権守が没して〈道成寺〉が調わなくなったため、四郎次郎に乱拍子の鼓を伝授したとあった『由緒帳』と同じ内容を示している。

四、幸家における伝承の検証

前掲『享保六年書上』傍線部（C）が参照した書物の「先祖五郎次郎留置申候家書」は、幸四郎次郎忠能の子、幸五郎次郎正能が慶長十六年（一六一一）に記した『幸正能口伝書』⁽¹¹⁾である。以下の引用は、『幸正能口伝書』（能楽資料集成13）による。便宜上、D・E・Fに分けておおまかに意識する。

一、^(D) 南都春日殿（近衛）に幣受の御樂ありて、近衛様、京都より御下向被_レ成、一七日の御参詣・御祈念被_レ成て後、一乘院殿へ御出被_レ成候時に、寺門よ

り御礼に、金春太七郎を被_レ召、御能ヲ被_レ仰付一時二、^(E) 奈良たかま町お（漢宮）くに菅（漢宮）こうと申宮あり、其寺にて能の云合アリ。近衛様より御使参、道成寺御所望アリ。太七郎大夫、四郎次郎仕候ハゞ可_レ仕候由被_レ申上候時、我等親申やうハ、太夫殿道成寺仕たる事無_レ御座候間、いかゞ（と）申候へバ、太七郎殿御申候ハ、あしくバ教え可_レ申由被_レ申候間、畏たると申上候。云合過候て、太七郎殿御相伝被_レ成候。立て御まい被_レ成、^(D)二度打。態、我等打そこない候て、七郎殿御教へども能く覚可_レ申候とて打ちがへ申候へバ、又立候て足をよく御教へ被_レ成候。其時によく覚候へバ、^(E) 其時二、太七郎殿被_レ仰候事ハ、貴所親幸大夫殿、我等親の禪鳳、わきを頼候て、我等能をも御執御立候人にて候間、其御はうし忝なく候て、金春の家の一大事の蘭拍子にて候へ共相伝申候上ハ、幸の家と我等の家ならでハ有間敷候間、金春家の大夫不_レ存候ハゞ相伝可_レ有候由被_レ申候て、此蘭拍子伝へにて候間、世にハ不_レ存間敷候。…

（D）春日社で陪従神樂の奉納のため、近衛様が京都から御下向され、その御礼にと寺門が、金春太七郎（宗瑞）を召して能を仰せ付けた。

（E）近衛様のご所望は〈道成寺〉で、宗瑞は四郎次郎の鼓であれば動めるとし、四郎次郎に〈道成寺〉を相伝した。足遣いも丁寧_レに教えられたので、四郎次郎はしっかりと習得できた。

（F）宗瑞が四郎次郎へ乱拍子を相伝した理由は、幸大夫（四郎次郎の父）と禪鳳（宗瑞の父）との交流にあった。幸大夫が金春座の能を支えてくれた人物であるから、その奉仕に対して金春家の秘伝の乱拍子を相伝し、金春家の伝承が途絶えることがあって、大夫が乱拍子を知らないことがあれば幸家から相伝するようにと言われた。

『享保六年書上』では省略されてしまっているが、近衛様の南都下向の時期を

絞り込むにあたって重要な情報や乱拍子相伝の詳しい経緯が『幸正能口伝書』には見える。とくに乱拍子相伝の理由について、幸大夫と禪鳳との交流、金春座に対する幸大夫の貢献の大きさについて詳しく述べられ、幸家と金春家との結びつきの深さが窺える。¹²⁾

また、近衛様の南都下向の目的が、春日社の「幣受の御楽」（陪従の神楽）のためであったことが分かる。さて、この宗瑞が四郎次郎に乱拍子を相伝したとされる陪従神楽はいつのことなのであろうか。

陪従神楽とは、春日山の木が枯れる、山木枯槁が起こった際に、春日社に奉納された神楽のことである。鎌倉期には氏長者によって、室町期には將軍家の命によって奉納され、応仁文明の乱を経て、將軍家の支配力が大和において衰退すると、越智氏、筒井氏、十市氏といった国内の有力な武士が、撰家を願主として招き、枯槁とは関係なく神楽を奉納するようになる。¹³⁾ 幸四郎次郎忠能の生年は、『多聞院日記』と『石橋勸進能記』異本に年齢について記載があり、それに基づき推定がなされている。『多聞院日記』天正四年（一五七六）二月条には、塙備中守直政の薪能見物に際し六十八歳ほどで鼓を打ったとあり、これによれば推定永正六年（一五〇九）生まれとなる。また、『石橋勸進能記』異本によれば、永祿七年（一五六四）に当時五十七八ともいい、永正四、五年生まれの可能性もある。没年は、天正七年安土宗論の際と『猿樂伝記』所引小鼓伝流系図に見える。¹⁴⁾

次に「近衛家が願主として下向したこと」と「近衛家饗応のための金春大夫（道成寺）演能」の二点に注目して、四郎次郎の活動時期と合致する陪従神楽を『興福寺略年代記』¹⁵⁾より抄出する。また、『興福寺略年代記』には願主の記載がない場合でも、他の資料によって補い確認できたものは▼を付してその資料を示す。なお、「」内の年齢は、幸四郎次郎を永正五年（一五〇八）生まれとして算出したものである。

①大永五年（一五二五）〔17歳〕

六月廿日至廿六日。於春日社陪従神楽執行。近衛准后太閤尚通公太政大臣。為御願主御下向。本施主筒井順興。律師立願果遂云云。當関白種家公。尚通公男。同下向。御宿坊一乘院。同廿七日至七月四日准后御立願。別行參籠五日未明御退出。仍為寺門不誓化門二返延年有之。同七日自筒井御翫ノ御能在之。金春太夫致沙汰了。

②天文二年（一五三三）〔25歳〕

春日社陪従神楽。和州十市并会之。十二月廿三日ヨリ御願主近衛殿。施主十市遠忠。正預祐維。

③天文十一年（一五四二）〔34歳〕

十二月六日ヨリ陪従御神楽御遂行。御願主近衛殿御方御所。施主十市遠忠。正預祐園。

④天文二十三年（一五五四）〔46歳〕

▼『言継卿記』
考例十月「九月廿六」春日陪従神楽。
筒井於一乘院御翫之能在之。今春沙汰。

⑤永祿五年（一五六二）〔54歳〕

▼『享祿天文之記』
十一月十三「一」日陪従神楽修。松永彈正少輔沙汰。七ヶ夜。或去年云々。

①六月二十日から二十六日にかけて、春日社において陪従神楽が執行され、願主として近衛尚通が、息子種家を伴い下向した。本施主は筒井順興、宿坊は一乘院であった。また、陪従神楽が終了した翌日の六月二十七日から七月四日にかけて、尚通が参籠し、五日未明に退出、寺門による二度の延年があった。その後、

七月七日には、筒井順興による近衛尚通・植家饗応のための能が催され、金春大夫がこれを勤めたとある。

関連記事としては、内閣文庫蔵『経尋記』大永五年七月七日条に「一、於一乗院、筒井申沙汰有藝能（金晴大夫沙汰云々）。陽明御翫也。献々ニ御引出物進之。父子江五献之用意尋常々設云々。」（内、「藝能」の横から傍記。）とあり、一乗院で筒井による金春大夫の能が催され、陽明（近衛）を饗応したことが確認できる。『幸正能口伝書』（D）では、寺門からのお礼としての能の催しだったが、『興福寺略年代記』『経尋記』では神楽の施主である筒井順興主催の能となっている点は異なるが、近衛家が願主として下向したこと、宿坊が一乗院であること、金春大夫による饗応能が催されたという三点が『幸正能口伝書』と合致する。

②③については、願主として近衛家の下向があつたが、金春大夫の能に関する記載がなく、他に関連記事を見出せなかった。

④については『言継卿記』¹⁶に記事があり、願主として近衛前久が南都へ下向していることが明らかになる。九月二十五日に京都を立ち、十月三日に南都を離れるまでの間、詳細な記録があるにも関わらず、『興福寺略年代記』にある、一乗院での金春大夫の能については記されていない。演能記録や謄本の借用についての記事が多くみられる『言継卿記』であるので不審に思える。

⑤内閣文庫蔵『享禄天文之記』¹⁷永禄五年条に「十一月十三日ヨリ十九日マテ陪従御神楽、弾正殿ヨリ御執行。御名主様近衛様。十九日、舞殿ニテ伶人舞御所望。…」とあることから、近衛家の下向を確認できる。しかし、このとき所望されたのは伶人舞であり、金春大夫の能ではなかった。

以上のことから、①と④が「近衛家が願主として下向」、「近衛家饗応のための金春大夫（道成寺）演能」に合致するので、他と比べて『幸正能口伝書』の陪従神楽である可能性が高いと思われる。幸四郎次郎を永正五年（一五〇八）生まれと考えると、①は十七歳、④は四十六歳となる。

弱冠、十七歳で乱拍子を相伝されるというのは、少々早いように感じられなくもないが、大永五年という年は、四郎次郎にとつて重要な年であつたようだ。というのも、毛利博物館蔵『鼓之大事秘伝書之事』¹⁸は、「大永五年二月吉日／宮増弥左衛門尉 在判／幸四郎次郎殿 参／…永禄十二己巳正月廿四日 幸五郎次郎元能（花押）／進上輝元様」の奥書を持ち、二月に宮増弥左衛門から鼓の秘事をまとめた伝書を相伝されていることがわかる。また、『幸正能口伝書』には「一、能に立舞の次第、十二段。是ハ、金春禪鳳、忠能に御能御指南アリテ、此舞のはこび御相伝の時に」として、舞の運びが図示された記事が見える。その奥書には「大永五年乙酉林鐘下旬書之／秦□鎮竹田金春／宇治幸大夫 幸四郎次郎殿まいる」とある。大夫の名のはじめの一字が難読で判然としないが、一つ書きの内容から禪鳳を指すと考えられ、四郎次郎は、大永五年六月に禪鳳からは舞の伝書を相伝されていることになる。¹⁹このことから、四郎次郎がこの時すでに、宗瑞から乱拍子伝授をされても問題のない技術を備えていたと考えられるので、①と考えてもさほど不思議はない。

確たる証拠はなく推測の域を出ないが、管見に入った資料から考えるに、『幸正能口伝書』にある陪従神楽は大永五年（一五二五）六月二十日から二十六日のことである蓋然性が高いように思われる。とすると、『興福寺略年代記』『経尋記』ともに演目の記載はないが、七月七日に筒井順興によって催された能において、宗瑞の（道成寺）が四郎次郎の小鼓で演じられた可能性を考えたい。

おわりに

煩雑になってしまったので、改めてまとめ直したい。

本稿では『由緒帳』と『享保六年書上』幸清次郎書上を出発点とし、乱拍子の相伝がなされた時期をできるかぎり明らかにすることを目的として考察した。

『由緒帳』の光源院將軍宣下祝儀能で、宗瑞から四郎次郎へ乱拍子の相伝が行われたとする金春家の説は、『元服記』により、天文十五年（一五四六）に金春の（道成寺）が演じられていたことは確認できた。しかし、囃子方についての記載がないため、幸四郎次郎がこの時（道成寺）の小鼓を勤めたかについては不明であった。また、管見によれば『由緒帳』以前に右の説が見えないこと、竹田権兵衛広貞作の『由緒帳』が江戸期金春家系図の嚆矢であることから、広貞によってこの由緒が作り出された可能性を示唆した。

近衛様南都下向の際のこととする幸家の説については、近衛家の南都下向の目的が陪従神楽奉納であったと『幸正能口伝書』に見えたことから、幸四郎次郎の活動時期と合致する陪従神楽を、『興福寺略年代記』、『経尋記』などによって検討した。四郎次郎が大永五年（一五二五）に宮増弥左衛門、金春禪鳳から伝書を相伝されていることから、金春家と幸家の（道成寺）乱拍子伝授は、大永五年（一五二五）六月の陪従神楽のために下向した近衛尚通の所望で演じられた（道成寺）申合せの際になされた可能性が高いと考えるに至った。

習事や秘伝にまつわる言説は、多くの伝書に似通ったものが見え、誤伝や伝説も混じり、複雑な様相を呈している。また、由緒書や書上には、それぞれの家の主張が強く表れ、そのことが伝承の実態を掴み難くしている場合もある。それらの説を整理し、解きほぐすことができれば、習事や秘伝の伝承の実態に辿り着けるのではないだろうか。乱拍子をめぐると言説は非常に多く、本稿で扱うことがで

きたのは、その中のほんの一部である。今後さまざまな角度から乱拍子についての伝承を検討していきたい。

注

- (1) 表章氏「多武峰の猿楽」（初出『能楽研究』創刊号、昭和49年。『大和猿楽史参究』岩波書店、平成17年所収。）や小田幸子氏「道成寺乱拍子の成立」（粟谷益二郎・三回忌追善粟谷兄弟能・パンフレット、昭和54年。）に詳しい。
- (2) 坂元雪鳥編、能楽史料第2篇、わんや書店、昭和42年。
- (3) 伊達吉村の生年、延宝八年（一六八〇）～宝暦元年（一七五二）の中で戊の年は、天和二年（二歳）・元禄七年（十四歳）・宝永三年（二十六歳）・享保三年（三十八歳）・享保十五年（五十歳）・寛保三年（六十二歳）である。伝書の内容からして、早くとも宝永三年、享保十五年ないし寛保三年に書写したと見るのが妥当だと考える。
- (4) 『隣忠見聞集』には「今春の七太夫とて七人の連太夫あり」として、春日太夫・宮王太夫・大藏太夫・幸太夫・孔雀太夫・虎太夫・喜多太夫をあげる。
- (5) 野々村戒三『金春十七部集』春陽堂、昭和7年所収。
- (6) 『日本庶民文化史料集成』第三卷、三二書房、一九七八年。
- (7) 続群書類従完成会『群書類従』第二三集武家部、昭和34年。
- (8) 能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、昭和13年。）に詳しい。
- (9) 表章・伊藤正義『金春古伝書集成』（わんや書店、昭和44年）「附録 金春嫡流并庶流系図」の「資料解題」による。
- (10) 『竹田権兵衛広貞覚書』には、少なくとも二人の筆が確認できる。広貞の自筆と比較すると、それとは異なる筆による部分が大半を占める。その別筆部分のはじめの丁、右下に「広憲」の印が捺され、末尾にも「金春甚三郎（印）」と署名が見えるので、広貞の息子、甚三郎広憲が広貞から伝え聞いた説を

記したものと考えられる。

- (11) 能楽資料集成13、わんや書店、昭和59年。『幸正能口伝書』の内容を要約したものが『享保六年書上』の幸清次郎書上であることは、竹本幹夫氏の解説に詳しい。

- (12) 『禪鳳雑談』に「一、永正十三年、六日、式日能ある。脇相生也。七良、かきつばたあり。禪鳳とくらかけにて見物申候。舞少候てわるく候よし被申候。車僧有。七日能帰に、是はよいと申候。父子、四良二良同道。大夫は被留候。…」という記事がある。『金春古伝書集成』頭注ではこの禪鳳・七郎(宗瑞)父子と同道している「四良二良」を、宝生座大鼓方の威徳四郎次郎とされるが、『幸正能口伝書』にある禪鳳と幸大夫との交流を考えると、威徳ではなく幸四郎次郎の可能性もあろう。

- (13) 池和田有紀氏「戦国期の南都神楽―その費用と運営―」『書陵部紀要』二〇〇三年。

- (14) 前掲、竹本氏「解説」による。

- (15) 『続群書類従』第二十九集下。『興福寺略年代記』は、天正四年までの年代記で、幸四郎次郎の活動時期前後の陪従神楽は以下の通り。

・永正三年(一五〇六)「九月十五日春日山木枯槁七千餘本。陪従神楽。従武家行之。」

・永正四年(一五〇七)「考例云。三月十七日陪従神楽。義澄沙汰之。山木枯槁之御祈祷云々。十七ヨリ七ヶ夜。」

・天文元年(一五三三)「十二月十八日ヨリ陪従御神楽執行。御願主九條殿。施主十市近忠。正預祐経。」

・永禄四年(一五六二)「考例云。十一月十二日陪従御神楽執行。」

- (16) 卷三、大洋社、昭和16年。

- (17) 宮本圭造氏ご教示。

『興福寺略年代記』に挙げられていなかった記事で、『享禄天文之記』弘治三年(一五五七)九月条に「同月筒井殿倍従御神楽御沙汰有之。」と新たな記事が見えたが、これも近衛家の下向、金春大夫の能に関する記載はなく、筒井氏が施主となって陪従神楽を奉納したことのみが知られるものである。

- (18) 宮本圭造氏ご教示。

(19) 竹本氏は「解説」(前掲)において「親幸大夫の登場する本書460条(深澤注、前掲「一、南都春日殿に幣受の御楽ありて…」の条)は、幸流の乱拍子秘伝の正統性を主張すべく、四郎次郎親とされる幸大夫と氏昭の親である禪鳳との親密な関係をことさら強調した印象の強い一文である」とされ、大永五年奥書の禪鳳から四郎次郎へ相伝されたとする舞の伝書についてもわかには信じ難い内容であるとのこと指摘がある。注(12)で指摘した『禪鳳雑談』の「四良二良」が幸四郎次郎であるとすれば、幸大夫と禪鳳との親交があったとする説の傍証となり得ると考える。

※本稿の引用資料のうち、『道成寺習之口伝書』(能楽研究所蔵)、『竹田権兵衛広貞覚書』(般若窟文庫蔵)、『経尋記』(内閣文庫蔵)、『享禄天文之記』(内閣文庫蔵)、「鼓之大事秘伝書之事」(毛利博物館蔵)については私に句読点を補った。

(付記) 本稿は二〇一二年一月の能楽研究所主催若手研究会における発表に基づいている。ご教示を賜った方々に末筆ながら記して感謝申し上げます。